

第22回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

目次

第22回定時株主総会招集ご通知	2
(ご参考)議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件	15
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	22
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	29
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	31
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	32
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件	33
添付書類	
事業報告	36
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57



◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

To Our Shareholders

株主の皆様へ



代表取締役社長
鈴木 孝二

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2022年3月期は、国内外において新型コロナウイルス感染症により経済活動や採用活動への影響が残ったものの、着実な業績回復を果たすことが出来ました。

コロナ禍を経て、企業が急激な社会変化へ対応するため専門職・マネジメント人材の採用を強化していることや様々な業界でIT人材の需要が一層高まるなど、新たな機会も生まれております。

また、求職者がリモートワークやフリーランスなど、働き方の多様性を求め始め、大企業からベンチャー企業への転職が増加するなど、欧米に比べて人材の流動性が低かった日本においても変化が起こり始めております。

このような状況は当社がメインとする人材ビジネスにとって大きな成長機会であり、強みである質を重視した適切な就・転職支援の拡大を図ってまいります。

当社はこの度、5か年の中期経営計画を公表いたしました。最終年度の2027年3月期に売上高1,200億円、営業利益240億円、売上高・営業利益ともに前期の2倍以上を目指してまいります。

中長期的な採用市場の変化を見据え、特に専門職・マネジメント人材の領域とHR-Tech領域において積極的な投資を行い、次なる事業の柱となる規模にまいります。

また、量的な目標だけではなく、社会的影響力が大きい人材採用を支援する「ソーシャルインパクト採用プロジェクト」のように、事業を通じて「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」、当社ならではのパーパスを実現してまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2022年6月
エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木 孝二

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
エン・ジャパン株式会社
代表取締役社長 鈴木孝二

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載させていただきます。

◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載しておりますので、別添の「第22期報告書」には記載しておりません。

◎今年度の株主総会においては、記念品・お土産の配布はいたしません。ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

7ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法には以下の方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



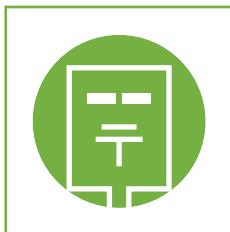
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（午前9時30分 受付開始）

【代理人によるご出席について】

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権をご行使いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面、代理人ご本人確認の書類が必要になります。

株主総会にご出席いただけない場合



▶ **書面による議決権行使**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時まで



▶ **電磁的方法（インターネット等）による議決権行使**

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

詳細は、次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- （1）書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使が重複した場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （2）電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



お問い合わせ

①「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120(652)031

受付時間 9:00～21:00

② 其他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎0120(782)031

受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/en-japan-22>

<必要事項> 株主番号、郵便番号、保有株式数



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※ 当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見およびご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely 問い合わせ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2022年6月28日（火曜日）午前9時～株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」にしたがってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前質問受付期間】 2022年6月9日（木曜日）～ 2022年6月23日（木曜日）午後6時まで

- ※ 受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。
- ※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、質疑応答及び決議にご参加いただくことができません。株主の皆様におかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面またはインターネット等による事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみでの撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以上

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、M&Aや出資など戦略的な投資を行っていくこと、並びに株主の皆様への還元を重要な施策と捉えていることから、「配当性向50%」を基本方針としております。

上記方針に則り、2022年3月期の配当につきましては、配当性向50%である1株あたり70円10銭としたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項

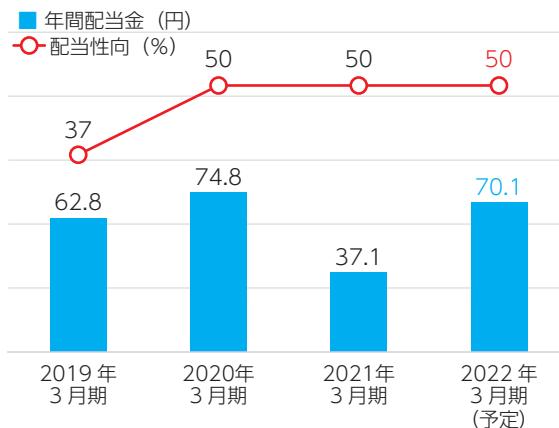
当社普通株式1株につき70.1円
総額 3,314,122,515円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

(ご参考) 配当金・配当性向の推移



* 決算短信上の配当性向との差異は、J-ESOPの配当額考慮分によるものです。

具体的には、総配当額/親会社株主に帰属する当期純利益=配当性向(%)が当社設定の配当性向となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を持つ構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行い、また、これらの変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとし、上記1.(2)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

株主総会参考書類

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 	<p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) <u>3. 会計監査人</u>
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条 (員 数)</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条 (員 数)</p> <p>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p><u>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（選任方法）</p> <p>①（条文省略）</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第20条（任 期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第19条（選任方法）</p> <p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②（現行どおり）</p> <p>③（現行どおり）</p> <p>第20条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条～第27条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（員 数） 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条（現行どおり）</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条～第28条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第29条（選任方法）</u> <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（任 期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、同法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第30条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第32条～第35条（条文省略）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u>
(新設)	<p><u>第1条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第22回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 鈴木 孝二 すず き たか つく	代表取締役社長執行役員	12回／12回 (100%)
2	再任 越智 通勝 お ち みち かつ	取締役会長	12回／12回 (100%)
3	再任 河合 恩 かわ い めぐみ	常務取締役執行役員 ブランド企画室長	12回／12回 (100%)
4	再任 寺田 輝之 てら だ てる ゆき	取締役執行役員 デジタルプロダクト開発本部長	10回／10回 (100%)
5	再任 岩崎 拓央 いわ さき たく お	取締役執行役員 engage事業部長	10回／10回 (100%)
6	再任 村上 佳代 むら しみ か よ	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)
7	再任 坂倉 亘 さか くら わたる	社外取締役 独立役員	10回／10回 (100%)
8	新任 林 有理 はやし ゆう り	社外取締役 独立役員	—

候補者の選任方針

社内取締役の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。

社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

決定手続き

取締役候補者の指名に際しては、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の意見を踏まえた上で、取締役会で検討し決定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの

①当社または当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む）がある者
②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）またはその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者

2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの

①当社グループの主要な取引先（*2）またはその業務執行者
②当社グループを主要な取引先（*3）とする者またはその業務執行者
③当社グループの主要な借入先（*4）またはその業務執行者
④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（*5）
⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）またはその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1または2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人

*2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

*3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

*4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

*5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

*6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者
番号

1

すず き
鈴木

たか つぐ
孝二

(1971年1月3日)

再任



- 所有する当社株式の数
62,600株

■ 略歴、地位及び担当

1995年4月 株式会社日本ブレンセンター 入社
2000年1月 当社取締役
2008年6月 当社代表取締役社長

2015年4月 当社代表取締役社長執行役員
(現任)

重要な兼職の状況

エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役会長

取締役候補者とした理由

鈴木孝二氏は、株式会社日本ブレンセンターに新卒入社した後、2000年の当社立上げに伴い、5年間の勤務実績と営業力、マネジメント能力を高く評価されて取締役に選任され、2008年より代表取締役として経営を担っております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

お ち
越智

みち かつ
通勝

(1951年1月18日)

再任



- 所有する当社株式の数
4,383,900株

■ 略歴、地位及び担当

1983年8月 株式会社日本ブレンセンター 設立
2000年1月 当社設立
2000年12月 当社代表取締役社長

2008年6月 当社代表取締役会長
2015年4月 当社代表取締役会長執行役員
2022年3月 当社取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

越智通勝氏は、1983年に株式会社日本ブレンセンターを設立後、2000年に当社を立ち上げ、創業者として経営を牽引してまいりました。2022年3月からは取締役会長に就任し、豊富な経験と実績を踏まえて経営を監督しております。今後も長年にわたる経験と知見を活かすことにより、当社の持続的な成長につなげることができると判断しましたので、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

かわ い
河合めぐみ
恩

(1963年4月12日)

再任



- 所有する当社株式の数
59,000株

■ 略歴、地位及び担当

1990年1月	株式会社日本ブレーンセンター 入社	2015年4月	当社取締役執行役員
2005年3月	当社取締役	2021年6月	当社常務取締役執行役員（現任）
2013年4月	当社ブランド企画室長（現任）		

取締役候補者とした理由

河合恩氏は、株式会社日本ブレーンセンターに中途入社した後、2000年の当社立上げに伴い、10年間の勤務実績と新規サービスの開発能力を高く評価されて取締役を選任されて以後、長年にわたり経営に携わっております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

てら だ
寺田てる ゆき
輝之

(1979年4月22日)

再任



- 所有する当社株式の数
4,600株

■ 略歴、地位及び担当

2002年4月	当社入社	2015年4月	当社執行役員
2013年4月	当社サイト企画部 部長	2021年6月	当社取締役執行役員（現任）
2014年4月	当社デジタルプロダクト開発本 部長（現任）		

取締役候補者とした理由

寺田輝之氏は、2002年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の法人営業を経て、WEBサイトの企画・開発、マーケティングを手掛ける現部署の本部長に就任しております。その後も「エン転職」「エンバイト」「engage」など当社を代表する多数のWEBサービスの新規立ち上げ・リニューアルを牽引しております。同氏のデジタルテクノロジーの知識と豊富な実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社取締役候補者としております。

候補者
番号

5

いわ さき
岩崎たく お
拓央

(1981年2月10日)

再任



- 所有する当社株式の数
6,300株

■ 略歴、地位及び担当

2003年4月	当社入社	2016年4月	当社中途求人メディア事業部長
2011年10月	当社中途採用支援事業部 首都圏第一営業部長	2018年4月	当社執行役員
2013年1月	当社名古屋支店長	2021年6月	当社取締役執行役員（現任）
2014年4月	当社中途採用支援事業部 企画部長	2022年4月	当社engage事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

岩崎拓央氏は、2003年に当社に新卒入社した後、中途求人メディア事業部の営業マネージャー等を歴任した後、2014年に企画部長に就任し「エン転職」大型リニューアルを牽引、同リニューアルを成功させました。2016年4月、中途求人メディア事業部長に就任した後は長年にわたり、同事業全体を統括しておりました。2022年4月からはengage事業部長に就任し、同事業の発展に努めております。同氏の豊富な経験と実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社取締役候補者としております。

候補者
番号

6

むら かみ
村上か よ
佳代

(1967年9月16日)

再任



- 所有する当社株式の数
—

■ 略歴、地位及び担当

1990年9月	エージー株式会社入社	2013年9月	P.G.C.D.ジャパン株式会社入社
1996年12月	有限会社KMコネット設立	2014年3月	グロービス経営大学院 経営学修士課程修了
2001年5月	ネットイヤーグループ株式会社 入社	2016年10月	株式会社シナプス入社
2007年3月	カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社入社	2020年6月	当社社外取締役（現任）
2012年9月	楽天株式会社入社	2020年7月	Kazu&Company合同会社 代表社員（現任）

重要な兼職の状況

Kazu&Company合同会社代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した広い見識を有しており、かつ、女性ならではの視点を活かし、当社取締役会及び経営会議において積極的な意見と提言をいただくことにより、ダイバーシティ・マネジメントの推進へ貢献しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **7** さか くら **坂倉** わたる **巨** (1979年1月18日) 再任



● 所有する当社株式の数

—

略歴、地位及び担当

2001年4月	株式会社コーポレートディレクション入社	2013年1月	同社 Managing Director & Partner
2005年1月	株式会社ポストン・コンサルティング・グループ (BCG) 入社	2020年4月	One Capital株式会社取締役 COO (現任)
		2021年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

One Capital株式会社取締役COO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂倉巨氏は、世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業のデジタル変革の支援実績を有すると共に、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有しており、当社の経営戦略立案に貢献しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **8** はやし **林** ゆう り **有理** (1980年7月11日) 新任



● 所有する当社株式の数

—

略歴、地位及び担当

2003年4月	株式会社リクルート入社	2017年3月	慶應義塾大学政策・メディア研究科 後期博士課程単位取得退学
2011年1月	同社「スーモマガジン」編集長		
2015年2月	有理舎設立 (個人事業主) 各種団体や企業等にて広報やまちづくり関連の事業に従事	2017年10月	大阪府四條畷市 副市長就任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等により、マーケティング、マネジメントの知見を豊富に有しております。また、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取組み、子育て政策、都市整備などを推進いたしました。当社が取り組んでいるソーシャルインパクト採用を体現しており、他の候補者と比較考慮した結果、同氏の経験及び知見が当社の求める人材と合致すると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

- (注) 1. 坂倉巨氏はOne Capital株式会社 取締役COOを兼務しており、当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に285百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の2%未満であります。林有理氏と当社の間で非常勤アドバイザー契約を締結した実績がありました。当該契約に係る報酬は採用企画についての助言の対価として支払われたものでありますが、当該契約はすでに解消しております。これまで同氏に支払った対価は500万円以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。鈴木孝二氏、越智通勝氏、河合恩氏、寺田輝之氏、岩崎拓央氏及び村上佳代氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村上佳代氏、坂倉巨氏及び林有理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村上佳代氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。坂倉巨氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 村上佳代氏、坂倉巨氏及び林有理氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届け出を行う予定です。
5. 当社定款の規定に基づき、当社は村上佳代氏及び坂倉巨氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。また、林有理氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしてします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	新任 <small>い がき</small> 井垣 <small>たい すけ</small> 太介	社外取締役	12回／12回 (100%)
2	新任 <small>おお たに</small> 大谷 <small>なお き</small> 直樹	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)
3	新任 <small>いし かわ</small> 石川 <small>とし ひこ</small> 俊彦	社外取締役 独立役員	10回／10回 (100%)

候補者の選任方針

監査等委員である取締役の選任については、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割及び責任を認識し、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

決定手続き

監査等委員である取締役の指名に際しては、社外取締役の意見を踏まえ、且つ監査役会の同意を得た上で、代表取締役が提案した内容を取締役会で検討し決定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

- 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの
 - 当社または当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む）がある者
 - 当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）またはその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者
- 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの
 - 当社グループの主要な取引先（*2）またはその業務執行者
 - 当社グループを主要な取引先（*3）とする者またはその業務執行者
 - 当社グループの主要な借入先（*4）またはその業務執行者
 - 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（*5）

株主総会参考書類

⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

⑥当社グループから多額の寄付を得ている者 (*6) またはその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記 1 または 2 に該当するもの (重要な者 (*7) に限る)

*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人

*2 直近の過去 3 事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の 2 % を超える取引先

*3 直近の過去 3 事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の 2 % を超える事業者

*4 直近の過去 3 事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の 2 % を超える借入先

*5 直近の過去 3 事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が 1,000 万円を超える者

*6 直近の過去 3 事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が 1,000 万円を超える寄付先

*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者
番号

1

い がき
井垣

たい すけ
太介

(1973年5月4日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

■ 略歴及び地位

2001年10月	弁護士登録 北浜法律事務所入所	2018年6月	UTグループ株式会社社外取締役 (現任)
2008年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録		当社社外監査役
2013年6月	弁護士法人西村あさひ法律事務所 所法人社員弁護士 (現任)	2020年6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士
UTグループ株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かし、俯瞰的な視座から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者
番号

2

おお たに
大谷なお き
直樹

(1974年5月27日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

略歴及び地位

1999年4月	弁護士登録 飯沼総合法律事務所入所	2011年12月	ミニット・アジア・パシフィック株式会社社外取締役
2001年10月	西村総合法律事務所（現 西村あざひ法律事務所）入所	2015年2月	日本企業経営パートナーズ法律事務所代表弁護士
2007年7月	ユニゾン・キャピタル株式会社入社	2015年6月	株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役（現任）
2008年1月	同社ディレクター	2016年4月	株式会社リヴァンプ執行役員兼CIO
2009年2月	株式会社コスモスライフ（現大和ライフネクスト株式会社）社外取締役	2017年10月	株式会社イーグルリテイリング社外取締役
2010年5月	株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現 株式会社イデラ キャピタルマネージメント）社外取締役	2018年2月	JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長（現任）
		2020年6月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役
JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験を持ち、かつ、弁護士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



- 所有する当社株式の数
100株

■ 略歴及び地位

1977年4月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2009年4月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役社長
1981年3月	株式会社ビジネスブレイン昭和（現 株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社	2014年6月	BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO（現任）
1990年2月	公認会計士登録	2020年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長（2022年6月退任予定）
1991年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役	2021年6月	当社社外監査役（現任）
2001年6月	株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役社長	2022年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役会長（2022年6月就任予定）

重要な兼職の状況

株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長（2022年6月に退任のうえ、同社取締役会長に就任予定）
BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有しており、当社取締役会及び監査役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。今後も専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 井垣太介氏は所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所の方針により独立役員の指定、届け出は行いませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件を全て満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じるおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
2. 井垣太介氏が社外取締役を務めるUTグループ株式会社から、当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。石川俊彦氏が代表取締役会長を務める株式会社ビジネスブレイン太田昭和から、当社は人材紹介手数料を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。大谷直樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井垣太介氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。また、井垣太介氏は、過去に当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。大谷直樹氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。また、石川俊彦氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会最終の時をもって1年となります。
4. 大谷直樹氏及び石川俊彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社は井垣太介氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。各氏の選任が承認された場合、井垣太介氏との間で上記責任限定契約を継続し、大谷直樹氏及び石川俊彦氏との間で取締役として上記責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによる生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

株主総会参考書類

第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合の役員体制
 当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

			属性		構成状況		経験業務・知識等		
役員			独立性 当社基準○ 東証届出●	ジェンダー 男性● 女性○	取締役会 議長●	指名・報酬 委員会 議長●	企業経営	人材ビジネス	営業・マーケティング
鈴木 孝二	代表取締役社長執行役員			●	●	○	●	●	●
越智 通勝	取締役会長			●	○	○	●	●	●
河合 恩	常務取締役執行役員			○	○		●	●	●
寺田 輝之	取締役執行役員			●	○			●	
岩崎 拓央	取締役執行役員			●	○			●	●
村上 佳代	独立社外取締役		●	○	○	○	●		●
坂倉 亘	独立社外取締役		●	●	○	○	●		
林 有理	独立社外取締役	新任	●	○	○				●
井垣 太介	社外取締役（監査等委員）	新任	○	●	○	●			
大谷 直樹	独立社外取締役（監査等委員）	新任	●	●	○	○	●		
石川 俊彦	独立社外取締役（監査等委員）	新任	●	●	○		●		

(注1) 上記は、各人の有する全てのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

(注2) 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

経験業務・知識等						専門性
テクノロジー・DX	ブランド戦略	グローバルビジネス	リスク管理・法務・コンプライアンス	財務・会計・M&A	サステナビリティ・ESG	士業や業務関連性の高い資格
		●		●		
				●	●	
	●				●	
●						
	●					グロービス経営大学院・MBA
●				●		
	●				●	
		●	●		●	日本国弁護士・米国NY州弁護士
			●	●		日本国弁護士
●				●		公認会計士・税理士

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合等に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おお つき とも ゆき
大槻 智之

(1972年4月1日)



略歴

1994年4月	大槻経営労務管理事務所 (現社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所) 入所	2013年12月	株式会社オオツキM代表取締役 (現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE,LTD.代表取締役
2006年1月	社会保険労務士登録 同所銀座支社長	2016年7月	社会保険労務士法人大槻経営労 務管理事務所代表社員 (現任)
2011年1月	同所統括局長	2019年6月	東京都社会保険労務士会理事 (現任)

重要な兼職の状況

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所代表社員
株式会社オオツキM代表取締役

- 所有する当社株式の数

—

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大槻智之氏は、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、選任された場合、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大槻智之氏が代表社員を務める社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所と当社との間に顧問契約を締結しておりますが、報酬額は年間500万円以下であります。また同法人から当社は採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間500万円以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大槻智之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定

- であります。
4. 大槻智之氏が監査等委員である取締役になされた場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬額につきましては、2021年6月24日開催の株主総会で報酬限度額を年間総額300百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役について、月額固定報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションを組み合わせて支給することを基本方針といたします。社内取締役を対象とする賞与は連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウェイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出しており、月額固定報酬とともに相当であると判断しております。本議案の内容は、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会の答申を踏まえたくて取締役会において決定しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本議案の取締役の報酬等の額には、第8号議案の株式報酬型ストックオプションは含まれないことにしたいと存じます。

現在当社の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしてします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものがあります。本議案の内容は、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会において決定しております。なお、本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約 権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の現在の取締役の報酬等の額は、2014年6月25日開催の当社第14回定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円以内として、またこれとは別枠にて、2021年6月24日開催の当社第21回定時株主総会において、報酬限度額を年間総額300百万円以内とすることについてご決議をいただいたものであります。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これらを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定することに関する第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の額として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額500百万円以内として設定したいと存じます。

なお、本件ストックオプションの割り当てを受けた取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、当社取締役会において定める数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとします。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記②に定める各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限となる本件ストックオプションの行使により交付される株式の発行済株式総数に占める割合は0.6%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の新株予約権を割り当て、その全てが行使された場合に交付される株式の発行済株式総数に占める割合は3.6%程度）と希釈化は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役3名）となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数1,620個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

株主総会参考書類

新株予約権を割り当てる日の翌日から起算して5年を経過した日から15年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社又は子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。

(2) 当社は、各数値目標（営業利益、売上高、当期純利益等から設定し、連結指標を含むものとする。）やその達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権の割当てを受けた者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

⑨ 新株予約権割当契約の締結

新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記①乃至⑧に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同様に、行使の条件に業績達成条件を付した新株予約権を、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	増減	増減率
国内求人サイト	21,774	29,460	7,686	35.3%
国内人材紹介	9,385	9,649	264	2.8%
海外事業	8,011	10,975	2,963	37.0%
HR-Tech	1,215	3,920	2,705	222.6%
その他事業・子会社	2,694	976	△1,718	△63.8%

国内求人サイト

国内求人サイトは、コロナ禍により減少した採用需要が、緩やかに回復しました。正社員領域では、採用予算の大きい顧客企業が中心となって掲載単価が上昇、採用再開する顧客企業の増加により求人数が増加いたしました。また専門職・管理職などのハイクラス層の採用需要はコロナ前を超える水準まで高まりました。採用市場全体の需給バランスが徐々に逼迫する中、当社は広告宣伝費を積極的に投資することで求職者の獲得を強化し、売上高は大きく増加いたしました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比35.3%増の29,460百万円となりました。

国内人材紹介

ハイクラス層の採用需要が底堅く推移し、売上高は堅調に増加いたしました。若手・ポテンシャル層は、採用需要の急速な高まりを背景に、業種・職種問わず未経験者の採用ニーズが回復してまいりました。当社は営業生産性を高めることで、コロナ前より少ない人員数ながらも、売上高は前年並の水準となりました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比2.8%増の9,649百万円となりました。

海外事業

インドはIT派遣をメイン事業としており、コロナ禍の影響も少なく、また世界的なIT需要の高まりもあり、売上高はコロナ前の水準を超えて大きく伸長いたしました。

ベトナムは求人サイト・人材紹介をメイン事業としております。同国の採用需要は緩やかに回復し、売上高も増加いたしました。第3四半期連結会計期間（現地2021年7月から9月）はロックダウンにより一時的な売上高の減少がありましたが、その後は順調に回復しております。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比37.0%増の10,975百万円となりました。

HR-Tech

「engage」は、総利用社数が41万社（2022年3月時点）と大きく増加いたしました。「engage」で作成された求人数（有料・無料合計）も順調に拡大し、顧客企業の活用が一段と進みました。この状況を踏まえ、第4四半期連結会計期間より求職者獲得の強化を目的とした広告宣伝費の先行投資を行い、売上高の成長が加速いたしました。

ATS・テストなどの他サービスも、企業側の採用人数増加に伴い利用が増加し、順調に売上高は伸長いたしました。

これらの結果、HR-Techの売上高は前期比222.6%増の3,920百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は54,544百万円（前期比27.7%増）、営業利益は9,633百万円（前期比24.0%増）、経常利益は10,138百万円（前期比27.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、6,628百万円（前期比89.3%増）となりました。

売上高

54,544百万円 前期比 27.7%増 

経常利益

10,138百万円 前期比 27.7%増 

営業利益

9,633百万円 前期比 24.0%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

6,628百万円 前期比 89.3%増 

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,975百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・サイト開発、追加改修等

③ 資金調達の状況

取引銀行1行と当座貸越契約（極度額1,000百万円）及びコミットメントライン契約（極度額5,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

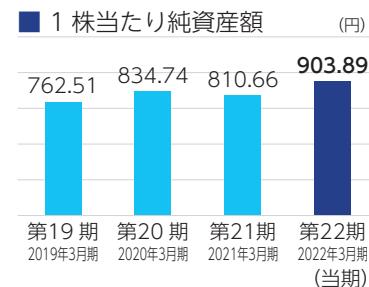
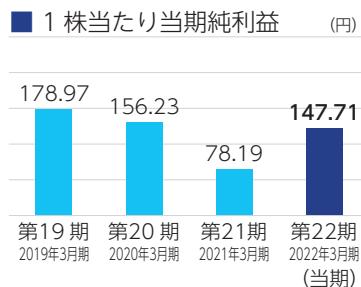
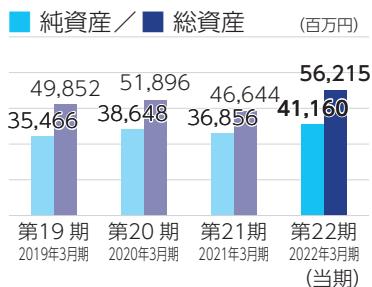
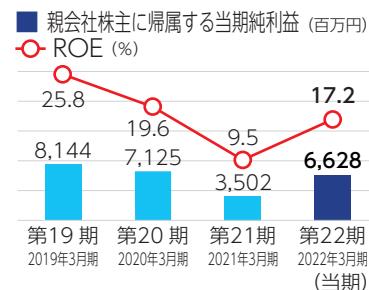
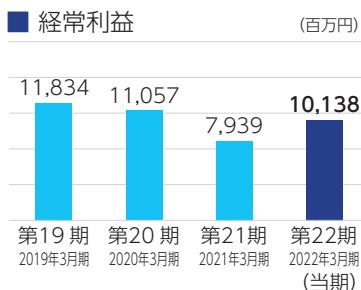
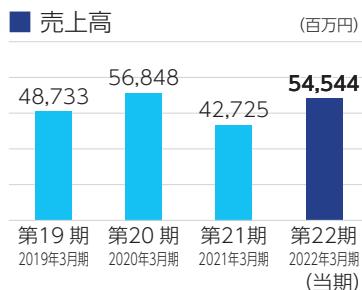
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当連結会計年度)
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	48,733	56,848	42,725	54,544
経常利益	11,834	11,057	7,939	10,138
親会社株主に帰属する当期純利益	8,144	7,125	3,502	6,628
1株当たり当期純利益 (円)	178.97	156.23	78.19	147.71
総資産	49,852	51,896	46,644	56,215
純資産	35,466	38,648	36,856	41,160
1株当たり純資産額 (円)	762.51	834.74	810.66	903.89
ROE (%)	25.8	19.6	9.5	17.2

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	63,912百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt,Ltd.	25百万INR	85.8	IT人材派遣

- (注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
2. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、85.8%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場の基本的な環境は、生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が存在しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。またコロナ禍により、企業におけるデジタル化の推進や、テレワーク・フリーランスを始めとした働き方の変化が起こっております。それに伴い、成長産業が変化し、また求職者にも転職志向の変化が起こると予想されます。このような状況では、業界を跨いだ転職が促進され、結果的に雇用の流動性が高まる可能性があると考えております。

海外における人材ビジネス市場は、当社が注力するインド、ベトナムは今後も高い経済成長が見込まれており、人口が多く平均年齢も若いことから、中長期的な人材ビジネスの成長期待が高いと考えております。また、国を問わずIT・テクノロジー分野の市場成長期待及び同分野の人材ニーズは高く、オフショア開発等を含めてインド、ベトナムの成長期待は高いものとみております。

このような状況を踏まえ、当社は今後、雇用の流動性が高まることに加えて、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化とともに選別も進むものと考えております。当社はパーパス（社会における当社の存在意義）として「誰かのため、社会のために懸命になる人を増やし、世界をよくする」を掲げております。その実現のために、社会的インパクトの大きいポジションや成長産業への適切な労働移動、テクノロジーを活用して質・量ともに担保された求人情報の提供による就業機会の増大を目指してまいります。

今後は「engage」「人財プラットフォーム」を次の事業の柱とするべく積極投資を行い、売上高を大きく伸長させる方針です。既存事業も一定の投資は行いながら、高収益な事業として継続させていきます。また、事業成長を支えるための人材投資やガバナンス強化を積極的に推進いたします。

「engage」につきましては、従来の求人メディアとは異なるユニークなサービスを提供しております。企業側は、無料で自社採用ホームページ・求人情報を作成し、多彩な求人ネットワーク連携により求職者への露出を高めることができます。利便性の高さから利用企業数が年々増加し、既に規模はハローワークの正社員求人数と同等程度となっております。今後は、求職者獲得のためにプロモーション投資を強化し、AIなどのテクノロジーを活用して最適な求人情報を求職者へ提供、就業機会の増大を目指してまいります。

「人財プラットフォーム」では、採用需要の増加が見込まれる専門職・管理職などのハイクラス層をターゲットに、魅力的な求人情報を提供してまいります。これにより、社会的インパクトの大きいポジションや成長産業への適切な労働移動の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	<p>■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、ミドルの転職、VietnamWorks等)</p>
	<p>■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)</p>
	<p>■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンの一部でスペシャリスト派遣)</p>
	<p>■HR-Techサービス (主にengage、採用管理システム・業務管理システムの提供、エンカレッジ等の各種人材活躍支援サービス)</p>

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

(本社：東京都中央区)

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)

Future Focus Infotech Pvt,Ltd.

(本社：インド共和国チェンナイ市)

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,928名	75名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）215名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,450名	43名増	30歳4ヶ月	4年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、他社への出向者30名及び臨時従業員（パートタイマー）177名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

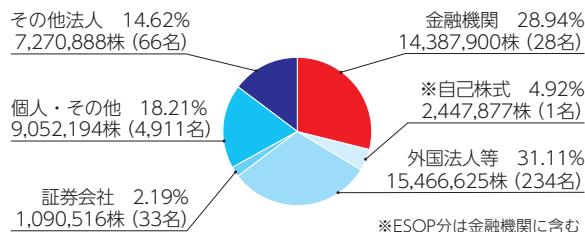
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株
 ② 発行済株式の総数 44,920,623株
 （自己株式4,795,377株を除く）
 ③ 株 主 数 5,273名
 ④ 大 株 主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,019,900	15.63
越 智 通 勝	4,383,900	9.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,374,900	7.51
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	6.81
有限会社えん企画	2,184,800	4.86
有限会社エムオー総研	1,837,000	4.09
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,750,900	3.90
越 智 明 之	1,475,200	3.28
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND,L.P.	1,369,900	3.05
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	793,800	1.77

(注) 1. 第5順位の当社所有の自己株式2,447,877株と、第6順位の株式会社日本カストディ銀行（信託E口）保有の当社株式2,347,500株は、上記から除いております。

2. 持株比率は自己株式（4,795,377株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	5名
新株予約権の数	318個
目的となる株式の種類及び数	普通株式63,600株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2016年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2016年9月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	1名
新株予約権の数	10個
目的となる株式の種類及び数	普通株式2,000株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 孝 二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役 会長
取締役 会長	越 智 通 勝	
常 務 取 締 役	河 合 恩	執行役員 ブランド企画室長
取 締 役	寺 田 輝 之	執行役員 デジタルプロダクト開発本部長
取 締 役	岩 崎 拓 央	執行役員 中途求人メディア事業部長
取 締 役 社外取締役	井 垣 太 介	弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士 UTグループ株式会社社外取締役
取 締 役 社外取締役 独立役員	村 上 佳 代	Kazu&Company合同会社代表社員
取 締 役 社外取締役 独立役員	坂 倉 亘	One Capital株式会社取締役COO
常 勤 監 査 役 社外監査役 独立役員	大 戸 正 彦	
監 査 役 社外監査役 独立役員	大 谷 直 樹	株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役 JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長
監 査 役 社外監査役 独立役員	石 川 俊 彦	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長 BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO

- (注) 1. 取締役の井垣太介氏、村上佳代氏及び坂倉亘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の大戸正彦氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の石川俊彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の村上佳代氏及び坂倉亘氏並びに監査役の大戸正彦氏、大谷直樹氏及び石川俊彦氏を独立役員として届け出ておりません。

5. 事業年度中に退任した監査役

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
監査役	吉田篤生	吉田篤生会計事務所所長	2021年6月24日

(注) 吉田篤生氏は辞任による退任であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。当事業年度における役員報酬は固定報酬及び賞与であり、固定報酬額と賞与の決定方針については取締役会の諮問機関として設置された社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会において審議し取締役会に対して答申を行ったうえで決定しております。固定報酬額については取締役会から一任を受けた代表取締役が当該答申に基づき、個人別の報酬の額を決定することとしております。賞与は連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウェイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されることとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

事業報告

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2021年6月24日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は8名であり、社外取締役は3名です。更に2014年6月25日開催の株主総会で、社内取締役の報酬として株式報酬型ストックオプションの付与を年間総額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であり、社外取締役は0名です。

監査役の報酬は、2008年3月27日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長執行役員（現 取締役会長）越智通勝氏が中心となり取締役の個人別の固定報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、社内取締役の合議により決定することが最も適していると判断したからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における役員報酬は固定報酬及び賞与であり、株式報酬型ストックオプションは付与されていません。賞与は連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウェイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されるため、判断の余地はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	161 (12)	133 (12)	27 (-)	- (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	12 (6)	12 (6)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等は取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
 2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年6月24日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 3. 業績連動報酬等（賞与）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高54,544百万円、連結営業利益は9,633百万円、親会社株主に帰属する当期純利益6,628百万円であり、当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況
社外 取締役	井垣 太 介	12回／12回 (100%)	—	取締役井垣太介氏は、主に弁護士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	村 上 佳 代	12回／12回 (100%)	—	取締役村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	坂 倉 亘	10回／10回 (100%)	—	取締役坂倉亘氏は、デジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外 監査役	大 戸 正 彦	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役大戸正彦氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	大 谷 直 樹	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	石 川 俊 彦	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)	監査役石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

(注) 1. 坂倉亘氏は、2021年6月24日開催の定時株主総会において取締役に就任したため、2021年4月度及び5月度の取締役会には出席しておりません。

2. 石川俊彦氏は、2021年6月24日開催の定時株主総会において監査役に就任したため、2021年4月度及び5月度の取締役会、監査役会には出席しておりません。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役井垣太介氏は、取締役会において主に弁護士としての専門の見地から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役村上佳代氏は、取締役会及び経営会議においてWEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役坂倉亘氏は、取締役会及び経営会議においてデジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に

関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

八、重要な兼職先と当社との関係

取締役井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。当社はUTグループ株式会社から採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

取締役村上佳代氏は、Kazu&Company合同会社代表社員を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

取締役坂倉巨氏は、One Capital株式会社 取締役COOを兼務しております。当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に285百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の2%未満であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

監査役大谷直樹氏は、株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役及びJPインベストメント株式会社バイアウト投資部長を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査役石川俊彦氏は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長、BBS (Thailand) Co., Ltd. CEOを兼職しております。当社は株式会社ビジネスブレイン太田昭和から人材紹介手数料を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての報酬を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	42,301	流動負債	13,501
現金及び預金	33,849	買掛金	1,063
受取手形、売掛金及び契約資産	5,466	リース債務	134
有価証券	2,000	未払金	4,459
仕掛品	5	未払法人税等	1,189
貯蔵品	14	賞与引当金	1,088
その他	1,042	役員賞与引当金	27
貸倒引当金	△76	前受金	3,785
固定資産	13,914	その他	1,752
有形固定資産	634	固定負債	1,553
建物	233	リース債務	87
車両運搬具	16	繰延税金負債	108
器具及び備品	184	株式給付引当金	424
リース資産	193	資産除去債務	206
建設仮勘定	7	長期未払金	726
無形固定資産	6,888	負債合計	15,054
ソフトウェア	3,691	純資産の部	
のれん	2,342	株主資本	40,176
その他	853	資本金	1,194
投資その他の資産	6,392	資本剰余金	902
投資有価証券	2,752	利益剰余金	43,147
関係会社株式	680	自己株式	△5,068
長期貸付金	878	その他の包括利益累計額	426
繰延税金資産	876	その他有価証券評価差額金	102
その他	1,572	為替換算調整勘定	324
貸倒引当金	△367	新株予約権	124
資産合計	56,215	非支配株主持分	432
		純資産合計	41,160
		負債純資産合計	56,215

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		54,544
売上原価		11,501
売上総利益		43,043
販売費及び一般管理費		33,409
営業利益		9,633
営業外収益		539
営業外費用		34
経常利益		10,138
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	186	186
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	16	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	42	
関係会社株式売却損	8	
減損損失	278	348
税金等調整前当期純利益		9,976
法人税、住民税及び事業税	2,811	
法人税等調整額	464	3,275
当期純利益		6,701
非支配株主に帰属する当期純利益		73
親会社株主に帰属する当期純利益		6,628

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	30,684	流動負債	8,527
現金及び預金	25,821	買掛金	161
受取手形	0	未払金	3,105
売掛金	2,094	未払費用	248
有価証券	2,000	未払法人税等	602
貯蔵品	10	前受金	3,345
前払費用	402	預り金	49
その他	372	前受収益	1
貸倒引当金	△16	賞与引当金	729
固定資産	20,662	役員賞与引当金	27
有形固定資産	191	その他	256
建物	124	固定負債	1,323
器具及び備品	66	長期未払金	726
無形固定資産	4,001	株式給付引当金	424
商標権	17	資産除去債務	172
ソフトウェア	3,577	負債合計	9,850
その他	406	純資産の部	
投資その他の資産	16,469	株主資本	41,269
投資有価証券	2,752	資本金	1,194
関係会社株式	10,680	資本剰余金	3,097
長期貸付金	1,550	資本準備金	2,678
破産更生債権等	23	その他資本剰余金	419
繰延税金資産	662	利益剰余金	42,046
その他	1,168	その他利益剰余金	42,046
貸倒引当金	△367	別途積立金	2,030
資産合計	51,347	繰越利益剰余金	40,016
		自己株式	△5,068
		評価・換算差額等	102
		その他有価証券評価差額金	102
		新株予約権	124
		純資産合計	41,496
		負債純資産合計	51,347

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		35,281
売上原価		2,940
売上総利益		32,340
販売費及び一般管理費		24,946
営業利益		7,393
営業外収益		2,919
営業外費用		19
経常利益		10,292
特別利益		
投資有価証券売却益	186	186
特別損失		
固定資産除却損	14	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	42	
関係会社株式売却損	8	
関係会社株式評価損	659	727
税引前当期純利益		9,751
法人税、住民税及び事業税	1,952	
法人税等調整額	456	2,409
当期純利益		7,341

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

2 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

エン・ジャパン株式会社	監査役会
常勤社外監査役	大戸正彦 ㊟
社外監査役	大谷直樹 ㊟
社外監査役	石川俊彦 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 35階 エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

会場

TEL : 0120-998-930



交通機関

丸ノ内線

西新宿駅 直結

都営大江戸線

都庁前駅 より住友ビル方面へ徒歩8分

JR線、私鉄、地下鉄線

新宿駅 西口 西口 より徒歩10分



ご注意事項

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT